海外医療協力委員会名簿

1.	石田名香雄	東北大学学長
2.	井出源四郎	千葉大学学長
3.	糸川嘉則	京都大学医学部教授
4.	植村恭夫	慶応義塾大学医学部教授
5.	太田新生	(財)日本国際医療団専務理事
6.	織田敏次	国立病院医療センター院長
7.	大池眞澄	病院管理研究所所長
8.	大谷藤郎	(厚生省)社会保健審査委員
9.	佐々学	富山医科薬科大学学長
10.	島尾忠男	(財)結核予防会常任理事
11.	白壁彦夫	早期癌検診協会中央診療所所長
12.	竹内正	山梨医科大学副学長
13.	館正知	中央労働災害防止協会労働衛生検査センター所長
14.	谷村顕雄	国立衛生試験所所長
15.	都築公	社会保険中央看護専門学校副校長
16.	林滋生	国立予防衛生研究所所長
17.	平山宗宏	東京大学医学部教授
18.	深井孝之助	(財)阪大微生物病研究会理事長
19.	本多憲児	本多記念東北循環器科病院院長
20.	曲直部壽夫	国立循環器病センター総長
21.	村松稔	埼玉県立衛生短期大学学長
22.	吉武泰水	前九州芸術工科大学学長

海外医療協力委員会幹事名簿

1.	大島賢三	外務省経済協力局技術協力課長
2.	小町恭士	外務省無償資金協力課長
3.	飯沢省三	文部省国際企画課長
4.	佐藤国雄	文部省医学教育課長
5.	大西孝夫	厚生省国際課長
6.	入山文郎	厚生省健康政策局計画課長
7.	高橋雅二	国際協力事業団総務部長
8.	平井慎介	国際協力事業団企画部長
9.	岡部和夫	国際協力事業団研修事業部長
10.	三浦敏一	国際協力事業団無償資金協力計画調査部長
11.	中村武	国際協力事業団青年海外協力隊事務局長
12.	小畑美知夫	国際協力事業団医療協力部長

委　員　会　資　料

第19回海外医療協力委員会会議資料

昭和62年12月

医療協力部　研修事業部
無償資金協力部　青年海外協力隊事務局

〈目　　次〉

（医 療 協 力 事 業）

1. 昭和６２年度医療協力事業及び災害援助協力事業予算・事業概要 …… 49
2. 昭和６２年度プロジェクト別事業計画 …… 50
3. 医療協力部関係予算の推移 …… 56

（研 修 員 受 入 事 業）

4. 昭和６２年度研修員受入実績 …… 59
5. 昭和６２年度医療関係・集団コース研修員受入実績及び予定 …… 60
6. 昭和６２年度医療関係・カウンターパート研修員受入実績 …… 61
7. 昭和６２年度医療関係・単発研修員受入実績 …… 64
8. 昭和６２年度医療関係・国際機関研修員受入実績 …… 66
9. 昭和６２年度医療関係・巡回指導班派遣実績及び予定 …… 67
10. 昭和６２年度医療関係・第三国研修実績及び予定 …… 67

（無 償 資 金 協 力 事 業）

11. 医療関係無償資金協力案件一覧（６１年度～６２年度第２回閣議決定分まで） …… 71

（青年海外協力隊事業）

12. 青年海外協力隊医療関係隊員派遣実績 …… 75
13. 昭和６３年度保健医療協力費及び人口・家族計画協力費予算要求の概要 …… 81

医　療　協　力　事　業

1. 昭和６２年度医療協力事業及び災害援助協力事業予算・事業概要

科目	認可予算額				６２年度事業主要計画
	６１年度	６２年度	差引額	伸率	
	千円	千円	千円	%	
1. 保健医療協力費	4,013,276	4,330,798	317,522	107.9	
調査団派遣経費	179,467	276,678	97,211	154.2	①調査団件数４０件，②機材修理チーム参加民間技術者に技術費を支給
専門家派遣経費	2,211,142	2,092,922	△118,220	△105.6	派遣人数４７３人（長期９６人，短期３５４人，大学教授２３人）
機材供与経費	1,571,968	1,898,707	326,739	120.8	プロジェクト分　３２件，プロジェクト資材費１件，アフターケア４件，特別機材７件，感染症対策協力機材５件
プロジェクト実施経費	50,699	62,491	11,792	123.3	
2. 人口家族計画協力費	909,843	950,447	40,604	104.5	
調査団派遣経費	80,485	100,848	20,363	125.3	①調査団件数１０件，②機材修理チーム参加民間技術者に技術費を支給
専門家派遣経費	259,886	246,126	△13,760	△105.6	派遣人数４５人（長期１７人，短期２８人）
機材供与経費	552,487	585,567	33,080	106.0	プロジェクト分　７件
プロジェクト実施経費	16,985	17,906	921	105.4	
※ 3. 技術協力センター費	——	——	——	——	①調査団１件，②専門家派遣人数８人，③機材供与，④中堅技術者養成対策事業
4. 災害援助協力費	1,000,000	1,000,000	0	——	

※　予算管理は社会開発協力部にて実施

2. 昭和62年度プロジェクト別事業計画

(1) 保健医療協力プロジェクト(継続プロジェクト)

62. 10. 30 現在

国名	プロジェクト名	協力期間	調査団派遣		専門家派遣	機材供与	研修員受入
			調査区分	派遣時期			
ビルマ	消化器病	59. 11. 1～63. 10. 31			17	40,000	4
〃	消化器感染症	60. 3. 1～65. 2. 28	巡回指導	63. 1	17	45,000	2
中国	中日友好病院	56. 11. 19～64. 10. 22			8	60,000 (資材) 20,000	20
〃	肢体障害者リハビリセンター	61. 11. 25～66. 11. 24	計画打合せ	62. 11	27	60,000	5
インドネシア	北スマトラ地域保健対策	53. 4. 1～64. 3. 31			15	30,000	5
〃	薬品品質管理	58. 4. 1～63. 3. 31	エバリュエーション	62. 11	21	60,000	3
			機材修理	62. 11			
韓国	母子保健	59. 8. 1～64. 7. 31	巡回指導	62. 11	14	50,000	3
ネパール	トリブバン大学	55. 6. 20～63. 6. 19	エバリュエーション	62. 11	38	55,000	3
パキスタン	イスラマバード小児病院	61. 7 1～66. 6. 30	計画打合せ	63. 2	15	40,000	4
			機材修理	62. 10 ㊎			
フィリピン	食品医薬品検定センター	61. 7. 25～66. 7. 24	計画打合せ	62. 12	15	95,000	4
〃	熱帯医学研究所	55. 10. 17～63. 10. 16	エバリュエーション	62. 11	7	60,000	3
			機材修理	62. 9 ㊎			

国名	プロジェクト名	協力期間	調査団派遣		専門家派遣	機材供与	研修員受入
			調査区分	派遣時期			
スリランカ	スリジャヤワルダナプラ病院	61. 4.18～65. 4.17	計画打合せ	62. 6㊍			
			機材修理	62.11	5	50,000	3
タイ	看護教育	55. 8. 1～62. 7.31			5	20,000	2
〃	国立衛生研究所	60. 8. 1～65. 7.31	巡回指導	63. 2	12	45,000	6
			機材修理	62. 9㊍			
エジプト	カイロ大学小児病院	58. 7. 1～63. 6.30	エバリュエーション	63. 1	14	55,000	4
			機材修理	62.11			
スーダン	ハルツーム教育病院	60. 4. 1～65. 3.31			9	40,000	3
イエメン	結核対策	58. 9. 1～63. 8.31	巡回指導	62. 7㊍	14	20,000	2
ケニア	中央医学研究所	60. 5. 1～65. 4.30	機材修理	62. 9㊍	24	50,000	3
ガーナ	野口記念医学研究所	61.10. 1～66. 9.30	計画打合せ	62. 7㊍	6	20,000	3
ナイジェリア	ジョス大学医学部	57. 7. 2～62. 7. 1	エバリュエーション	62. 4㊍	11	0	2
ザンビア	ザンビア大学医学部	55. 2.21～63. 2.20	機材修理	62.11	12	25,000	1
アルゼンティン	サンロケ病院消化器病センター	60. 4. 1～65. 3.31	機材修理	63. 2	5	70,000	3

国名	プロジェクト名	協力期間	調査団派遣		専門家派遣	機材供与	研修員受入
			調査区分	派遣時期			
ブラジル	ペルナンブコ大学免疫病理学センター	59. 5.25～64. 5.24	計画打合せ	62. 4後	23	80,000	3
			実施設計	63. 2			
			機材修理	63. 1			
コロンビア	マラリア等診断技術開発	61.10. 1～64. 9.30			4	40,000	1
エクアドル	消化器病研究対策	61. 1. 1～65.12.31	機材修理	63. 2	9	100,000	4
パラグァイ	厚生省中央研究所	55. 8.18～62. 8.17	エバリュエーション	62. 4後	7	20,000	2
ペルー	地域精神衛生向上	55. 5.20～62. 5.19			7	15,000	1
ウルグアイ	消化器病センター	59. 4. 1～64. 3.31	機材修理	63. 2	16	50,000	3
ヴェネズエラ	がん対策	57. 4. 1～63. 3.31			10	15,000	1
ユーゴスラビア	PHC従事者生涯教育	59.11.16～64.11.25	巡回指導	62. 5後	3	50,000	3
	小計				390	1,380,000	106

(注) 調査団派遣欄の機材修理は全体で6テームを派遣する。

(2) 人口家族計画協力プロジェクト

国名	プロジェクト名	協力期間	調査団派遣		専門家派遣	機材供与	研修員受入
			調査区分	派遣時期			
中国	家族計画	57.11.15～62.11.14	エバリュエーション	62.10㊎	5	90,000	0
ネパール	地域母子保健対策・家族計画	60.10. 7～65.10. 6	巡回指導	63. 2	13	62,500	6
フィリピン	家族計画	49. 4. 1～64. 3.31	機材修理	62.11	11	80,000	3
タイ	家族計画	49. 4. 1～64. 3.31	巡回指導	62.11	6	90,083	3
コロンビア	家族計画・母子保健	60.11. 8～65.11.17	巡回指導	63. 2	8	76,000	4
メキシコ	人口活動促進	59. 7. 4～63. 9.30	計画打合せ	62.10㊎	19	54,000	6
	小計				62	452,583	22

(3) ASEAN人造りセンタープロジェクト

国名	プロジェクト名	協力期間	調査団派遣		専門家派遣	機材供与	研修員受入
			調査区分	派遣時期			
タイ	プライマリー・ヘルスケアー訓練センター	57.10. 1～64. 9.30	エバリュエーション	62. 6㊎	8	17,000	5
	小計				8	17,000	5

(4) 62年度開始又は開始予定の保健医療協力及び人口家族計画協力プロジェクト

国名	プロジェクト名	協力期間	調査団派遣		専門家派遣	機材供与	研修員受入
			調査区分	派遣時期			
バングラデシュ	リウマチ熱・リウマチ性心疾患		実施協議	63. 3			1
ネパール	結核対策	62. 4.17～67. 4.16			3	30,000	3
パキスタン	看護教育	62. 7. 1～65. 6.30	実施協議	62. 5㈱	3	30,000	2
ボリビア	サンタクルス総合病院		〃	62.10㈱	2	30,000	2
ブラジル	消化器病診断センター		〃	63. 3			
パラグアイ	医学研究所		〃	63. 3			
スリランカ	家族計画		実施協議	62. 8㈱	3	80,305	3
	小計				11	170,305	11

(5) プロジェクト以外の協力

国名	プロジェクト名	調査団派遣		専門家派遣	機材供与	研修員受入	備考
		調査区分	派遣時期				
ガーナ	(感染症)	基礎調査	62. 8㊎				
エクアドル	微生物病研究対策	事後調査	62.11				
ビルマ	製薬研究開発センターアフターケア	アフターケア調査	62. 8㊐	2	20,000		
スリランカ	ペラデニア教育病院アフターケア	〃	62.11		20,000		
チュニジア	薬品品質管理アフターケア	〃	63. 1		20,000		
インドネシア	パジャジャラン大学歯学部アフターケア			2			
ブラジル	成人病研究センターアフターケア			1	40,000		
	単発専門家派遣			47			
	大学教授派遣			23			
	特別機材供与(一般)				280,000		7件
	(感染症)				195,000		5件(ビルマ, ネパール, スリランカ, 北イエメン, モルディブ)
	小計			75	575,000		

3. 医療協力部関係予算の推移

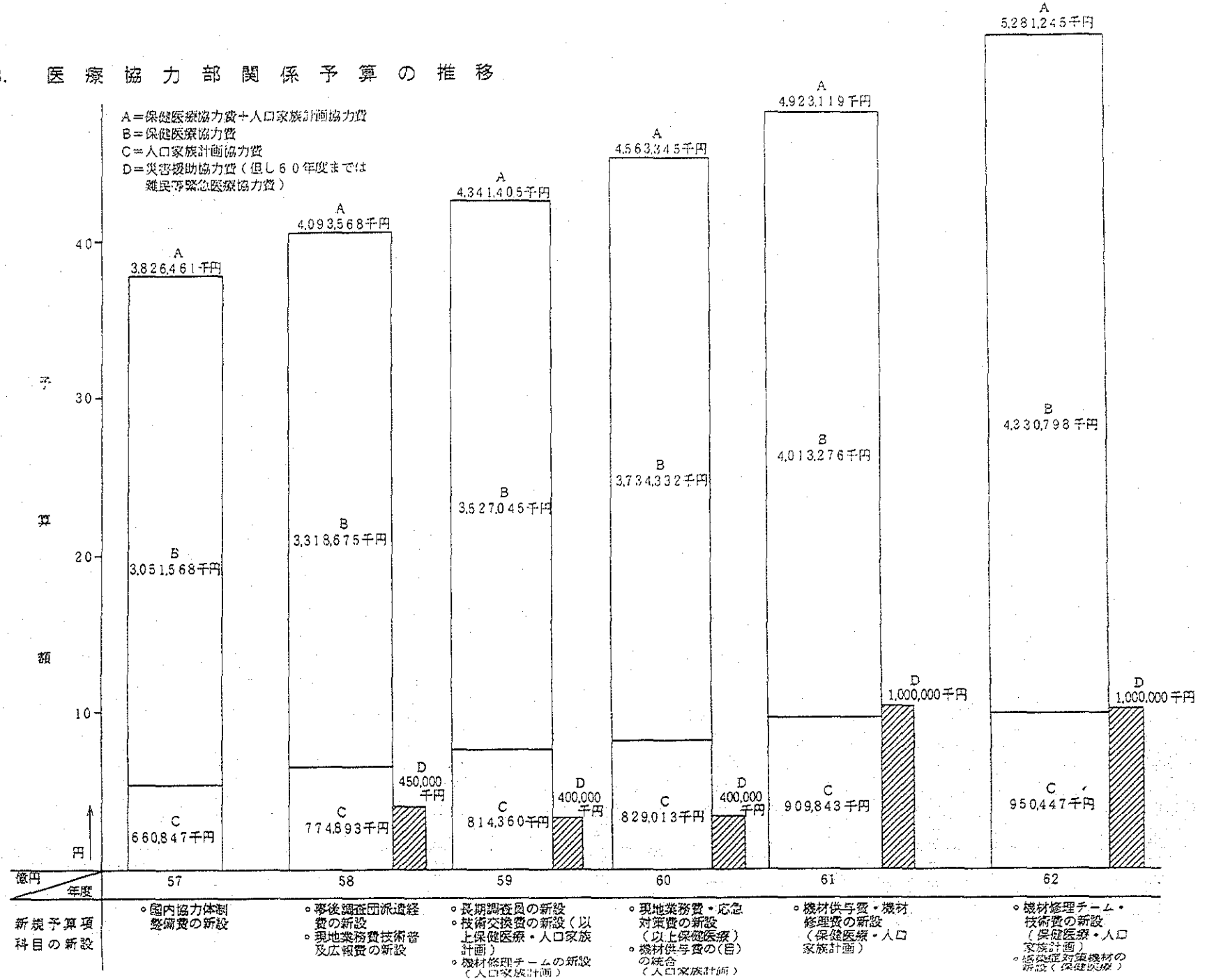

研　修　員　受　入　事　業

4. 昭和62年度研修員受入実績

区分	研修員受入（全体）				左の内医療関係			備考
	62年度受入計画		9月末受入実績		9月末受入実績			
	コース数	人数	コース数	人数 (A)	コース数	人数 (B)	比較(B)/(A)	
		(人)		(人)		(人)	(%)	
1. 集団研修	234	2,481	154	1,761	16	159	9.0	
2. 個別研修		1,728		804		99	12.3	
単発		588		248		27	10.9	
カウンターパート		960		431		54	12.5	
国際機関		180		125		18	14.4	
3. 特別案件		342		196		0	0	
4. 予備枠		70		* (4)		* (1)	(0.3)	
合計		4,621		2,761		258	9.3	

＊予備枠の実績は個別の実績に含まれている。

5. 昭和６２年度医療関係・集団コース研修員受入実績及び予定

No.	コース名	定員	受入人数	期間	研修期間	関係省庁	主要研修機関	備考
1	衛生行政セミナー	14人	9人	30日	62. 4. 2～62. 5. 1	厚生省	(財)日本国際医療団	準高級
2	微生物病研究	6	9	349	62. 4. 2～63. 3. 15	文部省	大阪大学微生物病研究所	
3	結核対策指導者	10	11	47	62. 5. 7～62. 6. 22	厚生省	(財)結核予防会結核研究所	
4	結核対策	20	20	113	62. 6. 22～62. 10. 12	〃	(財)結核予防会結核研究所	
5	公衆衛生技術者	5	6	278	62. 6. 25～63. 3. 28	JICA	沖縄県公害衛生研究所	
6	家族計画組織活動セミナー	15	16	36	62. 6. 29～62. 8. 3	厚生省	(財)家族計画国際協力財団	
7	がん対策	10	11	124	62. 8. 13～62. 12. 14	〃	国立がんセンター	
8	腎不全対策	10	10	47	62. 8. 17～62. 10. 2	〃	(財)腎研究会	
9	臨床看護実務	5	5	222	62. 8. 20～63. 3. 28	JICA	沖縄県立中部病院	特設一新設
10	消化管病理学	10	11	82	62. 8. 24～62. 11. 13	JICA文部省	筑波大学	
11	家族計画指導者セミナー	15	13	29	62. 8. 24～62. 9. 21	厚生省	(財)家族計画国際協力財団	準高級
12	産業医学	10	12	100	62. 9. 3～62. 12. 11	労働省	産業医科大学、珪肺労災病院	
13	循環器病対策	7	5	103	62. 9. 3～62. 12. 14	厚生省	国立循環器病センター	
14	輸出入食品検査技術	6	9	104	62. 8. 27～62. 12. 8	JICA厚生省	国立衛生試験所	
15	結核対策細菌技術	5	4	161	62. 9. 28～63. 2. 15	厚生省	(財)結核予防会結核研究所	
16	専門看護	7	8	304	62. 9. 28～63. 7. 27	〃	(財)国際看護交流協会	
17	医療放射線技術	7	※ 7	209	62. 11. 16～63. 6. 11	文部省	大阪大学医療短期大学部	
18	早期胃がん診断	16	※16	60	63. 1. 7～63. 3. 6	厚生省	(財)早期胃癌検診協会	
19	熱帯医学研究	5	※ 5	255	63. 1. 14～63. 9. 24	文部省	長崎大学熱帯医学研究所	
20	寄生虫予防指導者セミナー	10	※10	27	63. 1. 25～63. 2. 20	厚生省	(財)日本寄生虫予防会	
	合計２０コース	193	197					

注) ※印は受入予定人数

6. 昭和６２年度医療関係・カウンターパート研修員受入実績

国名	プロジェクト名	研修員氏名	研修期間	関係省庁	主要研修機関	備考
ビルマ	消化器病	MR. AYE KO	62. 5.19～63. 5.18	文部省	京都大学	
インドネシア	北スマトラ地域保健対策	MR. SYARIFUDDIN MUNTHE	62. 5.21～62. 6. 7	厚生省	国立小児病院	
〃	薬品品質管理	MS. SRIKANDI DJAJALAKS ANA	62. 7.27～64. 7.22	〃	国立衛生試験所	
〃	〃	MS. HOTMA LIMBONG	62. 7. 7～63. 2.26	〃	〃	
〃	〃	MS. YUHARNI USMAN	〃	〃	〃	
大韓民国	母子保健	MR. JOONGKEE, NO	62. 8. 2～63. 2. 2	〃	慶応義塾大学	
〃	〃	MS. SONGHEE, PARK	〃	〃	国立小児病院	
〃	〃	MR. SANGHUN, CHA	〃	〃	慶応義塾大学	
ネパール	結核対策	MR. DELMAN GURUNG	62. 5. 7～62. 7. 6	〃	結核予防会結核研究所	
〃	〃	MR. RAM BAHADUR KHATRI CHETRI	62. 9.28～63. 2.28	〃	〃	
〃	トリブバン大学医学教育	MR. PRABODH KUMAR JHA	62. 7.21～63. 7.14	〃	兵庫医科大学	
〃	〃	MS. MENAKA BASNET	62. 7.21～63. 4.21	〃	〃	
〃	家族計画	MR. MUNISWOR MOOL	62. 4. 5～62. 4.24	〃	アジア人口開発協会	
〃	〃	MR. MADHAV JOSHI	62. 5. 7～62. 5.30	文部省	東京大学	
〃	〃	MR. JEEV KRISHNA SHRESTHA	〃	〃	〃	
パキスタン	インマラバード小児病院	MR. MUHAMMAD SIDDIQUE KHAN	62. 7.30～63. 2. 3	厚生省	久留米大学	
〃	〃	MS. NAZIRARAN BIBI	62. 9.29～63. 4.30	〃	聖マリア大学	
フィリピン	食品医療品検定センター	MS. ALICIA T. LORENZO	62. 5. 5～62. 9.27	〃	国立衛生試験所	早期帰国
〃	熱帯医学研究所	MS. MARY ELIZABETH GUTIERREZ MIRANDA	62. 6.15～62.12.19	文部省	長崎大学・佐賀医科大学	
〃	第三国研修（熱帯医学）	MR. JOSE MARIE B. CAPELLAN	62. 6.23～62. 9.23	厚生省	国立仙台病院	

国名	プロジェクト名	研修員氏名	研修期間	関係省庁	主要研修機関	備考
タイ	国立医学研究所	MS. PIYASEELI PREMACHANDRA	62. 5. 5～62. 5.16	文部省	新潟大学	
〃	FEEM対策	MR. SURACHAI KHAO	62. 5.21～62. 9. 2	〃	富山医科薬科大学	
〃	国立衛生研究所	MR. ULIT LEEYAVANIJA	62. 6. 7～62. 6.20	厚生省	厚生省	高級
〃	プライマリヘルスケア訓練センター	MR. PORNTHEP MUANGMAN	62. 6.25～62.12.21	〃	帝京大学	
〃	看護教育	MS. PATUMPHAN MANOKULANUN	62. 7.23～63. 6.22	〃	看護研修研究センター	
〃	〃	MS. PREEYAWAN SMUDKIGB ORIHARN	〃	〃	〃	
〃	FEEM対策	MS. PIMOLRATN THAICHUM YANON	62. 9. 3～62.10.10	文部省	富山医科薬科大学	
〃	〃	MR. BIDHYA CHANDRAKAMO	62. 9.28～62.12.27	〃	〃	
〃	プライマリヘルスケア訓練センター	MR. JIRAPAN VIBULWONG	62. 9.29～62.12.23	厚生省	国立公衆衛生院	
エジプト	カイロ大学小児病院	MR. MOHAMED MOUNIR HAFEZ	62. 6.16～62.12.23	〃	聖路加国際病院	
〃	〃	MR. SAAD MEKAWY SAMIR	〃	〃	〃	
〃	〃	MS. ANWAR ISMAIL OMAYMA	62. 6.20～62.12.23	〃	〃	
〃	第三国研修（看護教育）	MS. NAWAL MOHAMED AHMED KADOUS	62. 8.18～62. 9.15	〃	聖路加看護大学	
〃	カイロ大学小児病院	MR. HESHAM ALY AHMED KAMEL	62. 9.29～63. 4.27	〃	聖マリア病院	
スーダン	ハルツーム教育病院	MR. YAHIA ABDELRAHIM	62. 6.28～62. 7.24	文部省	岡山大学	
〃	〃	MR. AHMED NAGIB	〃	〃	〃	
〃	〃	MR. ABU EL GASIM EL HADI	〃	〃	〃	
イエメン	結核対策	MR. MOHAMAD ABDULLA SAIF ALKOBATY	62. 6.22～62.10.12	厚生省	結核予防会結核研究所	
ガーナ	野口記念医学研究所	MR. THEOPHILUS BENJAMIN KWOFIE	62. 5.18～63. 5.17	〃	国立予防衛生研究所	
〃	〃	MR. EDWARD ADOTEY ADDO	62. 5.25～63. 5.24	文部省	徳島大学	

国名	プロジェクト名	研修員氏名	研修期間	関係省庁	主要研修機関	備考
ナイジェリア	ジョス大学医学研究	MR. MBA OGBUREKE OKORONKWO	62. 7.20～62.11.19	厚生省	麻布大学	
〃	〃	MR. J. U. EGERE	62. 9.29～62.10.24	文部省	東京医科歯科大学	準高級
アルゼンティン	サンロケ病院消化器病診断研究センター	MR. NARTIN PARADELO	62. 6.29～62.10.28	厚生省	順天堂大学・大阪市立大学	
〃	〃	MS. NORMA MIRIAM	62. 8.24～62.12.22	〃	自治医科大学	
コロンビア	家族計画	MR. MANUEL ALFREDO MORENO CASTRO	62. 9.18～62.11.16	〃	慶応義塾大学	
エクアドル	消化器病対策	MR. CARLOS ARELLANO DEL POZO	62. 4.15～62. 4.25	〃	順天堂大学	準高級
メキシコ	人口活動促進	MR. ARTURO GONZALEZ MORALES	62. 9.24～62.10.10	〃	人口問題研究所	
〃	〃	MR. VICENTE MEDINA LOPEZ	〃	〃	〃	
〃	〃	MR. JUAN JOSE CANTU GUTIERREZ	〃	〃	〃	
パラグァイ	薬草研究協力	MS. LUCIA MAGDALENA ARCO DE PALAU	62. 5.26～62. 8. 5	文部省	富山医科薬科大学	
〃	厚生省中央研究所	MS. CATALINA MARIA HASHIMOTO FUKUYAMA	62. 9.29～63. 9.25	厚生省	順天堂大学	
〃	〃	MS. LEONORA CANIZA FERREIRA	〃	〃	〃	
ペルー	地域精神衛生向上	MR. JULIO RAUL HUAMAN PINEDA	62. 5.26～63. 2.26	〃	国立精神神経センター	
ヴェネズェラ	消化器がん対策	MR. SIMON D. PERAZA M.	62. 8.25～62.12.26	〃	順天堂大学	
	計	20ケ国　54人				

7. 昭和６２年度医療関係・単発研修員受入実績

国名	研修科目	研修員氏名	研修期間	関係省庁	主要研修機関	備考
中国	心臓病	MR. WU XIANG	62. 9. 1～63. 8. 31	厚生省	大阪医科大学	
〃	（特設）生物製剤技術	MR. YAO, BING-YI	62. 9. 3～62. 12. 21	ＪＩＣＡ	阪大微生物病研究会	
〃	〃	MS. KANG, XIAO-LING	〃	〃	〃	
インドネシア	整形外科	MR. HANDOJO SULISTYO	62. 6. 16～63. 3. 20	文部省	新潟大学	
〃	〃	MR. SYAIFUL ANWAR HADI	〃	〃	〃	
〃	（特設）生物製剤技術	MR. I KETUT JAPA	62. 9. 3～62. 12. 21	ＪＩＣＡ	阪大微生物病研究会	
フィリピン	〃	MR. LELAND E. NANO	62. 9. 3～62. 12. 21	〃	〃	
スリランカ	医学研究	MR. UPALI TISSA VITARANA	62. 5. 5～62. 5. 16	文部省	新潟大学	準高級
タイ	（特設）生物製剤技術	MS. PRIMCHANIEN MOONGKARNDI	62. 9. 3～62. 12. 21	ＪＩＣＡ	阪大微生物病研究会	
〃	〃	MR. TEERAPON KACHACHEEWA	〃	〃	〃	
エジプト	微細血管外科	MR. ALY OSMAN EL MOFTY	62. 8. 25～63. 8. 24	厚生省	東京警察病院	
イラン	核医学	MR. JAVAD ESMAILI MD.	62. 8. 26～63. 2. 25	文部省	金沢大学	
〃	〃	MR. ISA NESHANDAR ASLI MD.	〃	〃	〃	
〃	〃	MR. MOHAMMAD EFTEKHARI	62. 9. 15～62. 11. 25	〃	〃	
象牙海岸	医療機材整備計画	MR. BERNARD YAO BEDA	62. 5. 24～62. 6. 5	厚生省	厚生省	準高級
マラウィ	看護教育	MS. STELLA SAGAWA	62. 4. 14～62. 5. 2	〃	看護研修研究センター	
ナイジェリア	消化器	MR. FLORENTIUS IKECHUKWUKA IWEZE	62. 9. 24～62. 11. 10	〃	がん研究会付属病院	

国名	研修科目	研修員氏名	研修期間	関係省庁	主要研修機関	備考
ボリヴィア	超音波診断	MR. CARLOS ENRIQUE QUINTELA VACA D.	62. 6.16～62. 7.21	厚生省	慶応義塾大学	
ブラジル	免疫病学	MR. FLAVIO SANO	62. 6.30～62.12.27	〃	国立小児病院	
〃	レーザー手術	MR. YUJI IKUTA	62. 8. 6～62. 9.23	〃	日本赤外線工業(株)	
〃	平滑筋細胞培養	MS. NOBUKO MIASIRO	62. 8.18～63. 8. 9	文部省	九州大学	
〃	微小外科	MR. FABIO EZO AKI	62. 9.29～63. 6.29	〃	東京大学	
〃	(特設)生物製剤技術	MS. MARIA APARECIDA SAKAUCHI	62. 9. 3～62.12.21	JICA	阪大微生物病研究会	
パラグァイ	腫瘍外科	MR. LUIS AUGUSTO CARISMO GILL	62. 7. 7～62.11. 3	厚生省	国立がんセンター	
ペルー	薬品調整評価	MS. NANCY DAVILLA CASTILLO	62. 5.27～62. 7. 7	〃	国際厚生事業団	
〃	心臓病学・血管造影法	MR. MIGUEL ESTEBAN ORTIZ S.	62. 8.31～63. 2.28	〃	藤田学園保健衛生大学	
ウルグアイ	胸部外科	MR. JUAN CHIFFLET DE LODRON	62. 8.26～62.11. 4	〃	国立がんセンター	
	計	15ケ国　27人				

8. 昭和６２年度医療関係・国際機関研修員受入実績

国際機関名	国名	研修科目	研修員氏名	研修期間	関係省庁	主要研修機関	備考
UNIDO	大韓民国	新薬合成	MR. TAE-HO PARK	62. 6.30～63. 6.28	文部省	東京大学	
〃	〃	薬理学	MR. HYE-SUK LEE	62. 9.21～62.12.22	ＪＩＣＡ	東京理科大学	
〃	〃	毒物学	MR. HO-CHUL SHIN	62. 9.21～62.12.24	厚生省	(株)化学物安全性研究所	
ＷＨＯ	バングラデシュ	ガスクロマトログラフィ	MR. MD. MENHAJUDDIN	62. 8. 6～62. 8.26	〃	日本電子(株)	
〃	〃	〃	MR. SHAMSUL ALAM CHOWDHURY	62. 9.10～62. 9.30	〃	〃	
〃	中国	保健医療経済管理	MR. CHU ZHEN-HUA	62. 4. 2～63. 3.31	〃	国立公衆衛生院	
〃	〃	老人病学	MR. YU JUECHU	62. 5. 7～62.11. 8	文部省	東京大学	
〃	〃	脳血管における微小循環	MS. WANG YINHUA	62. 8. 3～63. 2. 3	厚生省	国立病院医療センター	
〃	インド	結核細菌検査技術	MR. BELIYANUR NANJUNDA IYER G.	62. 9.28～63. 7.28	〃	結核予防会結核研究所	
〃	インドネシア	食品検査	MS. APRILINE HARRY SUGIOHOPRANOTO	62. 7.28～62. 8.17	〃	東京都	
〃	〃	食品安全	MS. ENNY EVELINA SUGIYANTO	〃	〃	〃	
〃	大韓民国	日本脳炎	MR. JAE CHUL SHIM	62. 8. 2～62. 9. 2	〃	国立予防衛生研究所	
〃	〃	〃	MR. CHUNG LIM KIM	〃	〃	〃	
〃	マレイシア	医薬品登録管理手続	MR. WONG HOY YUEN	62. 5.28～62. 7. 7	〃	国際厚生事業団	
〃	〃	食品品質管理行政ラボシステム	MR. JAMAL KHAIR BIN HASHIM	62. 7.28～62. 8.17	〃	東京都	
〃	ヴェトナム	結核対策	MS. PHAM THI THIEP	62. 6.22～62.10.13	〃	結核予防会結核研究所	
〃	フィジー	〃	MR. BERA WILIAME KAITANI	62. 6.28～62.10.13	〃	〃	
〃	パプア・ニューギニア	Ｂ型肝炎・エイズ検査	MR. DIRO VANERE BABONA	62. 7.12～62. 8.16	〃	北里研究所	
		計	2機関　18人				

9. 昭和６２年度医療関係・巡回指導班派遣実績及び予定

チーム名	派遣国	派遣期間	団員構成		所属先・職名
環境衛生	ブラジル・メキシコ	62. 11. 11～62. 12. 1	団長	橋本道夫	元環境庁大気保全局長
				田中勝	厚生省国立公衆衛生院廃棄物処理室長
				今井千郎	ＪＩＣＡ国際協力専門員
				中川和夫	ＪＩＣＡ研修事業部研修第２課長代理
衛生行政	タイ・ネパール	63. 1. ～63.	未定（４名）		
精神薄弱福祉	ビルマ・スリランカ・香港	63. 1. ～63. 2.	未定（３名）		
家族計画	エジプト・リベリア	62. 11. 27～62. 12. 13	団長	村松稔	埼玉衛生短期大学長
				大嶋祥子	家族計画国際協力財団
				平井敏雄	ＪＩＣＡ研修事業部研修第２課

10. 昭和６２年度医療関係・第三国研修実績及び予定

回数	国名	実施機関	研修科目	定員（実施）		研修期間	月数	日本側関係省庁	専門家	カウンターパート受入	備考
				第三国	実施国						
4	タイ	国立皮膚病学研究所	皮膚病学	14（11人）	7（6人）	62. 4. 6～63. 2. 5	10.0月	文部省・ＪＩＣＡ	8人 0.5月	0人 12月	2週間の本邦研修を実施
6	コスタ・リカ	コスタ・リカ大学	電子顕微鏡	9（9）	3（3）	62. 6. 8～62. 12. 3	6	〃	2 1.5	0 6	
3	エジプト	保健省	看護教育	20	10	62. 11. 1～62. 12. 3	1.1	ＪＩＣＡ	2 1.0	1 1.0	
8	チリ	胃がん診断センター	胃腸病学	26	2	63. 3. ～63. 3.	1.0	文部省・厚生省	3 1.0	1	
4	象牙海岸	アビジャン大学	内視鏡	8	2	63. 1. 7～63. 4. 7	3.1	ＪＩＣＡ	3 1	0 0	
1	フィリピン	熱帯医学研究所	熱帯医学	12	4	62. 10. 5～62. 10. 30	0.9	文部省・厚生省	2 0.5	2 1.0	
1	タイ	マヒドン大学ＰＨＣセンター	プライマリヘルスケア	12（12）	4（4）	62. 8. 31～63. 6. 30	10.0	〃	4 1.0	0 0	

無　償　資　金　協　力　事　業

１１．医療関係無償資金協力案件一覧（６１年度～６２年度第２回閣議決定分まで）

62. 10. 15 現在

６１　年　度		
国　名	案　件　名	供与額（億円）
バングラデシュ	循環器病センター医療機材整備計画	3.03
中　国	肢体障害者リハビリ研究センター整備計画(II)	20.20
	中日友好病院機材整備計画	5.74
インド	サンジャイガンジー医学研究所医療機材整備	19.73
フィリピン	食品医薬品試験所設立計画(II)	4.17
	国立小児病院用機材整備計画	3.43
スリランカ	必須医薬品製剤センター建設計画(II)	7.04
	医薬品医療資材倉庫建設計画	13.43
タイ	マラリア抑制計画	4.67
エジプト	カイロ大学小児科病院拡充計画（D/D）	1.34
象牙海岸	医療機材整備計画	4.92
タンザニア	マラリア抑制計画	5.00
ザイール	キンシャサ大学病院医療整備計画	7.50
ボリヴィア	医療機材整備計画	7.10
ハイティ	マラリア抑制計画	3.00
PNG	医療機材整備計画	5.24
ソロモン	マラリア研修研究センター建設計画	6.23
合　計	１７件	１２１.７７

６２　年　度		
国　名	案　件　名	供与額（億円）
インド	サンジャイガンジー医学研究所医療機材整備(II)	13.46
ネパール	国立結核センター建設計画	14.31
フィリピン	フィリピン総合病院外来棟建設計画	29.88
エジプト	カイロ大学小児病院拡充計画（施設Ｉ）	11.44
	カイロ大学小児病院拡充計画（機材）	6.44
ホンデュラス	マラリア，デング熱抑制計画	5.00
ハイティ	マラリア抑制計画	4.00
合　計	７　件	８４.５３

６１年度
- 医療案件シェア　－　17／118＝14.4%
- 金額シェア　－　121.77／999.69＝12.2%

６２年度（第２回閣議まで）
- 医療案件シェア　－　7／56＝12.5%
- 金額シェア　－　84.53／560.92＝15%

（注）シェアはＪＩＣＡ担当分一般無償に占める割合

青　年　海　外　協　力　隊　事　業

12. 青年海外協力隊医療関係隊員派遣実績

実種	61年度末迄の累計	62年9月30日現在 派遣中	帰国	累計
医師	6人	2人	4人	6人
歯科医師	17	6	11	17
看護婦	241	41	210	251
助産婦	77	21	60	81
保健婦	39	11	29	40
救急隊員	2	0	2	2
臨床検査技師	81	31	53	84
診療放射線技師	22	8	15	23
作業療法士	15	9	8	17
理学療法士	11	3	8	11
薬剤師	31	15	20	35
歯科衛生士	9	3	6	9
保母	6	2	4	6
養護	9	10	1	11
義肢補装具作製	0	1	0	1
栄養士	30	8	24	32
公衆衛生	15	9	8	17
食肉検査	3	0	3	3
水質検査	10	4	7	11
天然痘監視員	12	0	12	12
マラリア	2	0	2	2
ペストコントロール	1	0	1	1
災害救援	3	0	3	3
計	642	184	491	675

派遣国別医療関係隊員実績表（62年9月30日現在派遣中）

国名＼業種	医師	歯科医師	看護婦	助産婦	保健婦	臨床検査技師	診療放射線技師	作業療法士	理学療法士	薬剤師	歯科衛生士	保母	養護	栄養士	公衆衛生	天然痘監視員	マラリア	ベストコントロ	救急隊員	食肉検査	水質検査	災害救援	義肢補装具作製	合計	備考
シェア国			5			3	1																	9	
ドスアブ																								0	
ルンカイ			1																					1	
ンコアア																								0	
ナアアイ																								0	
ルダルア					4			1	3			2	7											17	
アアアカ		1		3																				4	
共ルスイ			9					1		1				1										12	
ーGガア			6	1		4					1													12	
ンモモ					2	1								1										4	
			1			1									1						1		1	4	
																								1	
																								0	
																								0	
																					1			1	
			1	1		1		4							5									12	
																								0	
				3		1	1																	5	
	2	2		10	2	5	2			4				2							1			30	
																								0	
			1			3																		0	
		1				2		1																4	
			3			1		1		10				1	1									4	
			7	1		2	2							1										17	
																					1			13	
								1			1													1	
			4			1	1						1											2	
																								7	
					1								2		1									0	
			2	2	1									2										4	
					1	1																		7	
																								2	
																								0	
						1	1				1				1									0	
		1				2																		2	
		1	1			2																		5	
計	2	6	41	21	11	31	8	9	3	15	3	2	10	8	9	0	0	0	0	0	4	0	1	184	

派遣国別医療関係隊員実績表（61年度末迄の実績）

国名＼業種	医師	歯科医師	看護婦	助産婦	保健婦	臨床検査技師	診療放射線技師	作業療法士	理学療法士	薬剤師	歯科衛生士	保母	養護	栄養士	公衆衛生	天然痘監視員	マラリア	ベストコントロ	救急隊員	食肉検査	水質検査	災害救援	合計	
シュア			5			2	1																8	保健人口問題省
ラデシ																							0	
グボ																							0	
ンデ			1																				1	河北省立中央病院
中国			9									2		2									13	
イラ			2																	3	4		10	
マオ	1		2																				10	
モシ		3	3		7	2	2	6	5			3	8		1				2				42	社会福祉省
ネイ		1	4	3		2																	8	保健省
フデ			65	7	4	2		1	1					1									81	文部省
スバ			19	1	1	10					6												37	難民一時収容センター（国家住宅庁）
タリ					3	6								1				1					11	社会事業省，保健省
ジピ						2	1								1						3		7	保健省
モン																							0	
ロル			2																				2	
リダ			4																				4	
ジッ	2		10	7										1									20	
ピコ						2										12					2		16	水資源省
アア			2	2	1	1		4							4								14	厚生省
ナニ																							0	
アリ				8		1	1																10	保健省
イベ																								
ルラ	3	6	54	44	12	24	11	1		15				6									176	保健省，教育省
ダウ																							0	
ジェ																							0	
ワン																								
ネガ			7	3		8																	18	保健省
ンニ		1	1			2		2						9									15	厚生省
ザビ			12			5				16				3	2								38	厚生省，高等教育省
ンィ			20		3	3	3																29	厚生省
リヴ																					1	3	4	
ロビ								1	5		1			2	1								10	文部省，社会擁護協会
スリ			4			1	1						1										7	保健省，癌対策協会
ミカ																							0	
ニバ																								
ルド			2	1	3							1			1		2						10	厚生省
サル			15	1	3									4									23	企画省，農政省
ルス					2	1	1							1									5	全国人民協力機構
ンイ																							0	
デー																							0	
ュジ																								
ラー						1	1																2	保健省
アG																								
ガア		5				6					2				5								18	厚生省
アン		1				2																	3	保健医療福祉省
計	6	17	241	77	39	81	22	15	11	31	9	6	9	30	15	12	2	1	2	3	10	3	642	

昭　和　63　年　度　予　算　要　求

１３．昭和６３年度保健医療協力費及び人口・家族計画協力費予算要求の概要

科目	保健医療協力費				人口・家族計画協力費			
	昭和63年度概算要求額（千円）	対前年比 増減額(千円)	対前年比 比・件数	概要	昭和63年度概算要求額（千円）	対前年比 増減額(千円)	対前年比 比・件数	概要
	4,566,293	278,688	106.5%		991,629	51,009	105.4%	
1. 調査実施に必要な経費	236,220	14,658	106.6%		63,631	45	100.1%	
(1) 事前調査				5 件 ①中国・実験動物研究所 ②インド・サンジャイガンジー医学研究所 ③ネパール・医学研究所 ④エジプト・カイロ大学小児病院（循環器対策） ⑤ドミニカ・消化器病研究対策				1 件 ①トルコ・家族計画
(2) 実施協議				5 件 ①ビルマ・マンダレー教育病院 ②インドネシア・ワクチン製造 ③スリランカ・国立医学研究所 ④エジプト・カイロ大学小児病院（循環器対策） ⑤ザンビア・小児病院				1 件 ケニア家族計画
(3) 実施設計				1 件 ガーナ・野口記念医学研究所				
(4) 計画打合せ				6 件 ①バングラデシュ・リウマチ熱・リウマチ性心疾患対策 ②ネパール・結核対策 ③パキスタン・看護教育				1 件 スリランカ・家族計画

科目	保健医療協力費				人口・家族計画協力費			
	昭和63年度概算要求額（千円）	対前年比 増減額(千円)	対前年比 比・件数	概要	昭和63年度概算要求額（千円）	対前年比 増減額(千円)	対前年比 比・件数	概要
				④ボリビア・サンタクルス総合病院 ⑤エクアドル・消化器病 ⑥コロンビア・マラリア等診断技術開発				
(5) 巡回指導				5 件 ①中国・肢体障害者リハビリテーション研究センター ②パキスタン・イスラマバード小児病院 ③スリランカ・スリジャヤワルダナプラ総合病院 ④スーダン・ハルツーム教育病院 ⑤ケニア・中央医学研究所				2 件 ①ネパール・家族計画 ②コロンビア・家族計画
(6) 機材修理				6 件 ①アジア地域 4 件 ②中近東・アフリカ地域 1 件 ③中南米地域 1 件				1 件 ネパール・家族計画
(7) 基礎調査				1 件 ザンビア				2 件 ①フィリピン ②タイ
(8) 機材実施計画策定調査			1件増	1 件 （新規要求）				
(9) アフターケアー調査				4 件 ①インドネシア・パーサハバダン病院 ②エジプト・看護教育研究				

科目	保健医療協力費				人口・家族計画協力費			
	昭和63年度概算要求額（千円）	対前年比 増減額(千円)	対前年比 比・件数	概要	昭和63年度概算要求額（千円）	対前年比 増減額(千円)	対前年比 比・件数	概要
				③エクアドル・微生物病研究対策 ④グアテマラ・オンコセルカ症研究対策				
（調査団数計）			7件減	（41件→34件）				8件
2. 専門家派遣に必要な経費	2,131,676	123,188	106.1%		264,792	23,004	109.5%	
(1) 長期専門家			14人増	109人 → 123人			3人増	11人→14人
(2) 短期専門家				201人 → 201人			1人増	26人→27人
(3) 長期調査員			1人増	3人 → 4人				
(4) 大学教授等				43人 → 43人				
(5) アフターケア				8人 → 8人				
（専門家人数計）			（15人増）	（364人 → 379人）			（4人増）	（37人→41人）
技術交換費				〔ビルマ・消化器感染症⟷タイ・国立衛生研究所〕				（コロンビア↔メキシコ）
中堅技術者養成対策費				4件 ①インドネシア・薬品品質管理 ②フィリピン・熱帯医学研究所 ③ネパール・結核対策 ④タイ・国立衛生研究所				4件 ①スリランカ・家族計画 ②ネパール・家族計画 ③フィリピン・家族計画 ④メキシコ・人口活動促進
プロジェクト基盤整備費				1件				
学術情報資料提供費				26件				
（学術書籍供与）				3件（新規要求）				

科目	保健医療協力費				人口・家族計画協力費			
	昭和63年度概算要求額（千円）	対前年比		概要	昭和63年度概算要求額（千円）	対前年比		概要
		増減額(千円)	比・件数			増減額(千円)	比・件数	
3. 機材供与に必要な経費	2,084,190	139,718	107.2%		635,970	27,801	104.6%	
機材供与費	1,762,310	131,925			612,370	7,801		
機材修理費	15,300	171			3,600	0		
感染症対策協力機材	246,580	0		3 件 中国，ケニア，フィージー				
資材費	60,000	7,622			20,000	20,000		1件（新規要求）
4. プロジェクト実施に必要な経費	114,207	1,124	101.0%		27,236	159	100.6%	
(1) 調査団実施計画費				7 件 （事前5件，基礎1件，機材策定1件）				3件 （事前1件，基礎調査2件）
(2) プロジェクト運営費				37件				8件
(3) アフターケア実施計画費				4件				
(4) 視聴覚教材整備費				2件				1件
(5) 適正技術開発研究費				2件				

第19回海外医療協力委員会

国際緊急援助隊の概況　説明資料

医療協力部

官報の発行と編集

（官報の発行）

第一条　官報は、毎日発行する。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）第三条第二項に規定する休日及び十二月二十九日から翌年の一月三日までの日は、この限りでない。

（官報の編集）

第二条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第三条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第四条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第五条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第六条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第七条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第八条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第九条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第十条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第十一条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第十二条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第十三条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第十四条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第十五条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第十六条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第十七条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第十八条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第十九条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第二十条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第二十一条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第二十二条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第二十三条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第二十四条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第二十五条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第二十六条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第二十七条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第二十八条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第二十九条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第三十条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第三十一条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第三十二条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第三十三条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第三十四条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第三十五条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第三十六条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第三十七条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第三十八条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第三十九条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第四十条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第四十一条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第四十二条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第四十三条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第四十四条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第四十五条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第四十六条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第四十七条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第四十八条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第四十九条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第五十条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第五十一条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第五十二条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第五十三条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第五十四条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第五十五条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第五十六条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第五十七条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第五十八条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第五十九条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第六十条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第六十一条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第六十二条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第六十三条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第六十四条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第六十五条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第六十六条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第六十七条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第六十八条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第六十九条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第七十条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第七十一条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第七十二条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第七十三条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第七十四条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第七十五条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第七十六条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第七十七条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第七十八条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第七十九条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第八十条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第八十一条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第八十二条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第八十三条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第八十四条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第八十五条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第八十六条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第八十七条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第八十八条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第八十九条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第九十条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第九十一条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第九十二条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第九十三条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第九十四条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第九十五条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第九十六条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第九十七条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ずるもの

四　人事に関する事項

五　国会に関する事項

六　裁判所に関する事項

七　会計検査院に関する事項

八　条約

九　公告

十　前各号に掲げるもののほか、特に掲載を必要とする事項

（官報の編集）

第九十八条　官報は、次に掲げる事項を掲載して編集する。

一　法律

二　政令

三　内閣府令、省令、規則、告示、訓令、通達その他これらに準ず

国際緊急援助体制　説明資料

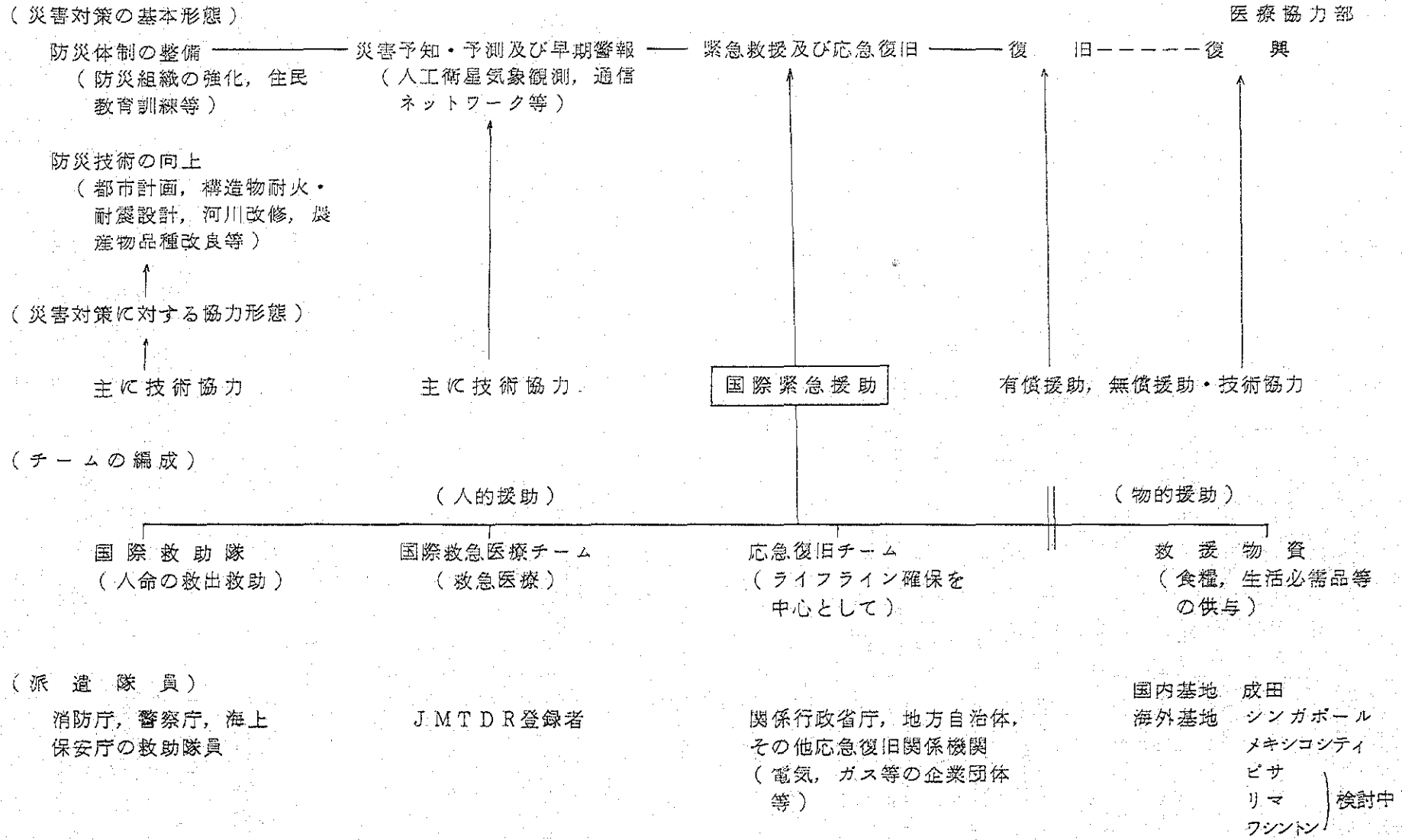

昭和60年３月31日

昭和５９～６０年度 国際救急医療チーム派遣実績

医療協力特別業務室

年度	昭和５９年度	昭和６０年度		
派遣国	エチオピア	メキシコ	コロンビア	ペルー
災害区分	かんばつ	都市地震	火山噴火	洪水
災害発生時期	1984年11月～1985年４月	1985年９月19日～20日	1985年11月13日	1986年３月
災害の規模	難民 約 580万人発生	死者 7,000人 負傷者 40,000人	死者 24,740人 負傷者 170,000人	家屋倒壊 伝染病等発生
派遣の目的	① 救急医療 ② 救援物資供与	① 救急医療 ② 救援物資供与 ③ 応急復旧（派遣事業部関係）	① 救急医療 ② 救援物資供与 ③ 防災技術（派遣事業部関係）	医療品供与
派遣期間	第一次チーム 12／10～12／27 第二次チーム 12／10～12／10 第三次チーム １／12～３／３ 第四次チーム ２／25～３／31	① 国際救急医療チーム ９／20～10／６ ② 応急復旧チーム ９／27～１／31	① 国際救急医療チーム 11／15～11／29 ② 青年海外協力隊チーム 11／16～12／４ ③ 防災技術チーム １／13～２／26	３／26～３／31
チームの構成	医師 ９名 看護婦 13名 調整員 10名 計32名	① 国際救急医療チーム 医師 ３名 看護婦 １名 調整員 ２名 計６名 ② 応急復旧チーム 建築、地震学等専門家 47名 計47名	① 国際救急医療チーム 医師 ３名 看護婦 ３名 調整員 ２名 計８名 ② 青年海外協力隊チーム 計４名 ③ 防災技術チーム 地震学等専門家 ７名 計７名	調査員 １名
携行機材	毛布、テント、医療品、医療用資材	医療品、医療用資材、毛布、テント 浄水器	医療品、医療用資材、毛布	医療品

昭和62年３月31日

昭和６１年度 国際緊急援助隊派遣実績

医療協力特別業務室

派遣国	ソロモン諸島	カメルーン	フィリピン	エル・サルヴァドル	クック諸島	ヴァヌアツ	エクアドル
災害区分	サイクロン：洪水、土砂崩れ 家屋倒壊	有毒ガス噴出	台風	地震：ビル家屋倒壊	サイクロン：洪水 家屋倒壊	サイクロン：洪水 家屋倒壊	地震による土砂崩れ、川の氾濫
災害発生時期	1986年５月18日～20日	1986年８月21日	1986年8月下旬～9月上旬	1986年10月10日	1987年１月２日	1987年２月７日	1987年３月５日～６日
災害の規模	死者 103人 行方不明者35人 被災者 9万人	死者 1,200人 負傷者 300人	死者22人 被災者49万人	死者 1,200人 負傷者 1万人 被災者15万人	被災者 6,000人以上 家屋倒壊 463件	死者 2人 家屋倒壊15,000件	死者 2,000名 行方不明 5,000人 損傷家屋15万
派遣の目的	①サイクロンによる負傷者、病人への救急医療 ②被害状況、援助ニーズの把握	①有毒ガスの噴出の原因究明及び負傷者、病人への救急医療 ②有毒ガス警告システム有効性の調査	①医薬品供与 ②被害状況の把握	①地震による被災状況の把握 ②E国側の援助要請内容の確認 ③救急医療活動及び救出救助活動 ④医薬品供与	①災害復旧の為の調査及び技術指導 ②被災状況の把握	①災害状況調査 ②医薬品の供与	地震による被災状況の把握、医薬品供与
派遣期間	第一次チーム　5/24～5/31 第二次チーム　5/29～6/12	事前　8/28～9/3 本格　8/27～9/6	9/12～9/16	第一次チーム 10/11～10/20 第二次チーム 10/14～10/20 第三次チーム 10/15～10/20	1/10～1/17	2/10～2/16	3/14～3/21
チームの構成	医師４名、看護婦４名、調整員２名 計１０名	総括１名、医師２名、火山学者２名、調整員２名 有毒ガス警報システム１名、酸素マスク指導１名 計９名	調整員１名	医師１名、救助隊９名、災害調査１名、 調整員４名 計１５名	専門家３名、調整員１名 計４名	調整員１名、先遣隊１名 計２名	総括１名、災害調査１名 業務調整１名 計３名
携行機材	医薬品、医療機器	酸素マスク・ボンベ、医療機器、有毒ガス検知機 テント、医薬品、毛布	医薬品、医療機器	医薬品、医療機器、テント、簡易ベッド、削岩機 エンジンカッター	ラジオ、医薬品	浄水機、テント、ラジオ 医薬品、発電機、食料品	テント、浄水機、毛布、医薬品

昭和62年11月4日現在

昭和６２年度 国際緊急援助隊派遣実績

医療協力特別業務室

派遣国	モルディブ	中国	バングラデシュ	ヴェネズエラ			
災害区分	高潮による海岸の侵食、家屋倒壊、伝染病、（コレラ等）発生	山火事	洪水	洪水			
災害発生時期	1987年４月10日～13日	1987年５月６日～26日	1987年７月下旬	1987年９月６日			
災害の規模	浸水家屋 300件、国際空港損壊（誘導燈、ビーコン、滑走路等）、コレラ患者28名(4月29日現在)	死者 200人以上 家屋消失５万人以上 （５月24日現在）	国土の約30%冠水 死者 570人、 被災者 2,322万人、穀物被害 10,120km²の水田全滅	死者91名 行方不明26名 家屋喪失家庭数 600家庭 避難民 5,800名			
派遣の目的	①被災状況調査 ②高潮によって流失した海岸線の復旧のための調査及び技術指導 ③被災国政府のニーズ及び諸外国の援助状況調査 ④伝染病発生状況調査 ⑤医薬品の供与	①医薬品、テントの供与 ②被災状況の把握	①被災状況調査 ②医療ニーズの調査 ③その他の緊急援助ニーズ調査 ④医薬品の供与	①被災状況調査 ②被災国政府のニーズ及び諸外国の援助状況調査			
派遣期間	①４月24日～５月２日 今川医師他３名 ②４月25日～５月２日 災害調査１名	５月17日～５月20日	①８月27日～９月５日 谷医師他３名 ②９月12日～９月18日 現地調達管理１名	10月６日～10月17日			
チームの構成	医師１名、復旧専門家３名（建設省２名、運輸省１名）、調整員１名	調整員１名	①医師２名、JICA２名 ②JICA１名	総括１名、災害調査６名			
携行機材	医薬品、医療機器、ビデオカメラ等	医薬品、テント	浄水器、発電機、簡易水槽、トランシーバー、医療キット 医薬品（抗生物質等） 850万円現地調達・供与	８mmビデオ、靴			

現在実施中の医療協力プロジェクトと無償資金協力との連携

61.12.3
無償資金協力計画調査部

国名	プロジェクト名	協力期間	無償協力の有無	無償資金協力の概要			備考
				年度	金額（億）	供与内容	
ビルマ	消化器病プロジェクト	59.11.1～63.10.31	◎	56.57 ＊59.60	35.00 13.13	220床からなる総合病院建設および機材の供与 当該プロジェクトを含む医療機材供与	
	消化器感染症研究	61.3.1～65.2.28	◎	50.52.53	35.00	生物医学研究センター設立のための研究棟、図書館等建設、研究用機材の供与	
中国	中日友好病院	56.11.19～64.10.24	◎	55～58 ＊61	164.30 5.74	総合病院、臨床医学研究所、リハビリ施設、看護学校の建設 追加医療機材供与	供与額にはD/Dを含む
	肢体障害者リハビリテーション研究センター	61.11.25～65.11.24	◎	61	20.20	リハビリセンター建設に必要な資機材及び医療機材の供与	
インドネシア	薬品品質管理	58.4.1～63.3.31	◎	58	13.86	医薬品管理に必要な研究室、冷保存室等の建設	
	北スマトラ地域保健対策	53.4.1～64.3.31					
韓国	母子保健	59.8.1～64.7.31					
ネパール	トリブバン大学医学教育	55.6.20～63.6.19	◎	56.57	31.00	300床からなるトリブバン大学教育病院の建設および機材の供与	
	結核対策	62.4.17～67.4.16	◎	62	14.31	研修棟、研修用宿舎等からなるセンター及び地域センター（ポカラ）の建設	
パキスタン	イスラマバード小児病院	61.7.1～66.6.30	◎	57.58	43.00	200床からなる小児専門病院の建設	
	看護教育	62.7.1～65.6.30	◎	59.60	25.10	看護婦及び医療技術者養成のための学校及び寄宿舎等の建設	
フィリピン	食品医薬品検定センター	61.7.25～66.7.24	◎	60.61	15.50	食品医薬品検定に必要な施設の建設および機材の供与	
	熱帯医学研究所	55.10.17～63.3.31	◎	54 ＊（62）	17.50 （14.79）	医学研究所の建設および機材の供与 追加供与（拡充）	

国名	プロジェクト名	協力期間	無償協力の有無	無償資金協力の概要			備考
				年度	金額（億）	供与内容	
スリランカ	スリジャヤワルナプラ総合病院	61. 4.18～65. 4.17	◎	55～58	８５．００	1000床からなる総合病院の建設および機材の供与	供与額にはD/D を含む
タイ	プライマリ・ヘルスケア訓練センター	57.10. 1～64. 9.30	◎	57.58	３０．００	保健活動普及のための中央センター、地方センター建設および機材の供与	
	国立衛生研究所	60. 8. 1～65. 7.31	◎	59.60	３９．０６	衛生研究、検査機能強化のための施設建設、機材の供与	
エジプト	カイロ大学小児病院	58. 7. 1～63. 6.30	◎	55.56. *(61.63)	４１．３４ （２８．２５	251床からなるカイロ大学付属小児病院の建設及び拡充 追加供与（拡充）	
ガーナ	野口記念医学研究所	61.10. 1～66. 9.30	◎	52.53. * 58	２０．８４ ０．８４	ガーナ大学医学部の共同医学研究所の建設および電力設備の供与 追加供与（電力整備）	
北イエメン	結核対策	58. 9. 1～63. 8.30	◎	59.60	１９．９８	結核対策のための施設建設および機材の供与	
ケニア	ケニア中央医学研究所	60. 5. 1～65. 4.30	◎	57.58	２７．４５	中央医療研究所およびモデルクリニックの建設および機材の供与	
スーダン	ハルツーム教育病院	60. 4. 1～65. 3.31	◎	57.58	３０．７０	120床からなるハルツーム訓練病院の建設および機材の供与	
ザンビア	ザンビア大学医学部	55. 2.21～62. 2.20	◎	56.57	４０．００	134床からなるザンビア大学付属教育病院小児医療センターの建設および機材の供与	
アルゼンティン	サンロケ病院消化器研究	60. 4. 1～65. 3.31					
ブラジル	ペルナンブコ大学免疫病理学	59. 5.25～64. 5.24					
コロンビア	マラリア等熱帯性感染症診断	61.10. 1～64. 9.30					
エクアドル	消化器病研究対策	61. 1. 1～65.12.31					
ウルグアイ	消化器病センター	59. 4. 1～64. 3.31					
ヴェネズエラ	癌対策	57. 4. 1～62. 3.31					
ボリビア	サンタクルス総合病院	62.12. 1～67.11.30	◎	58.59.60 * 61	４２．００ ７．１０	200床からなる病院の建設及び医療機材の供与 当該プロジェクトを含む医療機材供与	
ユーゴスラビア	PHC生涯教育	591.1.26～64.11.25					
合計	３０件		２１件				

（注）*印は本体事業による追加無償（カッコ内は予定）

医療関係基本設計調査実績

61 年 度				
国 名	案 件 名	P／S	B／D	D／F
ビ ル マ	マンダレー教育病院建設	11	1	
中 国	日中友好病院追加機材	8	11	2
ネ パ ー ル	結核センター建設計画	7	12	3
フィリピン	総合病院拡充計画	12	3	
スリ・ランカ	医薬品、医療用資材倉庫建設			4
スリ・ランカ	国立医学研究所拡充	2		
エ ジ プ ト	カイロ大学小児病院拡張	7	9	11
象 牙 海 岸	医療機材整備		1	
ボ リ ヴ ィ ア	医療機材整備		9	12
P N G	医療機材整備		11	
ソ ロ モ ン	マラリア抑制計画		5	9
イ ン ド	サンジャイガンジー医学研医療機材			8
合 計	12 案 件	6 調査団	9 調査団	7 調査団

62 年 度				62. 12
国 名	案 件 名	P／S	B／D	D／F
バングラデシュ	医療機材整備計画		12	
ビ ル マ	マンダレー教育病院建設計画		4	7
中 国	水磨溝温泉療養院機材整備計画		7	12
イ ン ド	地方感センター医療機材整備計画	10		
インドネシア	ポリオ麻疹ワクチン製造計画	(2)		
パ キ ス タ ン	パンジャブ州地域医療整備計画	7	(1)	
フィリピン	総合病院外来棟建設計画			6
	熱帯医学研修所建設計画		5	8
スリ・ランカ	国立医学研究所拡充計画		8	11
エ ジ プ ト	薬品貯蔵配送センター	(3)		
ニ ジ ェ ー ル	ニアメ産院建設計画	(1)	(3)	
P N G	ポートモレスビー総合病院改修計画	(1)		
合 計	12 案 件	6 調査団	7 調査団	5 調査団
タ イ	尿結石症研究センター機材整備			
スリ・ランカ	マラリア対策機材整備計画	資機材等調査（第4回まで）		
ガ ー ナ	地方医療改善計画			

（注）1．数字は調査実施月
2．（ ）は予定月